

令和7年5月7日

「児童福祉月間」 市長が児童福祉施設等を訪問 ～ こどもたちへ届けます！笑顔と贈りもの ～

こどもや家庭、こどもたちの健やかな成長について社会全体で考えることを目的に、本市では毎年5月を「児童福祉月間」としています。

市長が児童福祉施設等へ訪問し、こどもたちへ笑顔と贈りものを届けます。

記

1 訪問施設(日時、場所)

(1) ほくしん保育園(南矢野目字オノ後 3-1)

5月21日(水) 午前10時45分～午後0時15分

≪取材はこちらの園でお願いいたします。≫

⇒わらじ音頭にあわせた竹太鼓の演奏の予定

(2) 児童養護施設アイリス学園(在庭坂字志津山 6-3)

5月7日(水) 午後4時30分～5時

(3) 福島東こども園(鎌田字沢田 39-1)

5月12日(月) 午前10時～10時40分

(4) たんぽぽ保育園(泉字熊野 4-4)

5月12日(月) 午前10時55分～11時35分

2 内 容：(1)保育活動視察

(2) プレゼント贈呈式

(3) こどもたちとの記念撮影

※当日は進行順番等が変わる場合があります。

※訪問施設によって、内容等が変わる場合があります。

※詳細は別紙資料1及び資料2によりご確認ください。

3 その他：取材にあたり、児童の名前や写真掲載については、施設側で確認させていただく場合もありますのでご了承ください。

担当：こども家庭課こども家庭係(児童養護施設等の訪問について)
課長 梅津、係長 佐々木 電話 024-572-7106(直通)
幼保企画課幼保企画係(幼稚園・保育施設訪問について)
課長 遠藤、係長 篠崎 電話 024-597-6726(直通)

令和7年度児童福祉月間事業

1 目的

児童の健全育成を願い活力ある福祉の維持に努めるとともに、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりに社会全体で取り組むことを目的として実施する。

また、市民に対してより一層の児童福祉の理念の普及・啓発を図るとともに、家庭、学校、関係機関、地域社会等、社会全体が一体となって児童の健全育成や子育て支援のための多角的な取組を展開できるよう努めるものとする。

2 期間

令和7年5月1日（木）～5月31日（土）

3 実施事業内容

(1) 市長の児童福祉施設等訪問事業

- ① 訪問施設 市内13施設（児童福祉施設等）
うち市長対応予定4施設
(訪問の流れについては別紙資料2参照)
ほくしん保育園
福島東こども園
たんぽぽ保育園
児童養護施設アイリス学園

② その他 プレゼントの贈呈

(2) 「児童福祉月間」普及・啓発事業

ホームページ等を活用した情報発信を行う。

児童福祉月間の理念、主旨、国の児童福祉週間標語のPR等を掲載

4 児童福祉月間について

市では5月を「児童福祉月間」と定め、国の「こどもまんなか 児童福祉週間」（5月5日～11日）に合わせ、児童福祉の理念の普及・啓発や児童福祉施設の訪問等を通して子どもたちを取り巻く環境や課題の把握に努めている。

担当課 こども家庭課こども家庭係
幼保企画課幼保企画係

児童福祉月間～ほくしん保育園訪問～

日時 令和7年5月21日（水）
10時45分～12時15分

≪当日の流れ≫

◆取材はこちらの園でお願いいたします

【ほくしん保育園】

- 10:45 市長、秘書課到着
懇談・園舎視察
- 11:00 ほくしん子育て支援センター視察
- 11:20 ほくしん保育園視察
わくわく広場にて
園長挨拶
市長挨拶
プレゼント贈呈 パネルシアター（市）
ももりん文庫（絵本）市民の皆様からの寄付
お礼の言葉（参加園児：5歳児）
記念撮影：市長・園児・施設職員
こどもたちとの交流：わらじ音頭にあわせた竹太鼓の演奏
- 11:45 5歳児といっしょにふくっころランチ（福島型給食体験）
- 12:15 終了・施設出発